

申告所得税の予定納税

申告所得税の予定納税とは、前年分の所得金額や税額等を基準に計算した金額（予定納税基準額）が、**15 万円以上**である場合、その年の所得税の一部をあらかじめ納付する制度です。該当する納税者には、所轄税務署からその年の 6 月 15 日迄に書面で通知されます。

但し、6 月 30 日の状況でその年の所得税の見積額が予定納税基準額よりも少なくなる場合は『予定納税額の減額申請書』を提出し、承認されると予定納税額は減額されます。対象者は、業況不振や法人成り等の為、本年分の所得が前年分の所得よりも明らかに少なくなると見込まれる方です。

該当する方は事前に、当事務所の担当者へお問い合わせ下さい。

減額申請期限は、それぞれ下表の通りです。

予 定 納 税	第 1 期 分	第 2 期 分
納 付 期 限	7 月 1 日～7 月 31 日	11 月 1 日～11 月 30 日
減 額 申 請 期 限	7 月 15 日	11 月 15 日

改正育児・介護休業法の全面施行

同法は、平成 21 年 6 月に改正され、一部を除き平成 22 年 6 月 30 日から施行されておりますが、**平成 24 年 7 月 1 日より、これまで適用が猶予されていた従業員数が 100 名以下の中小企業も制度が適用されます。**

適用される制度は、主に次の 5 項目です。

1) 対象労働者の拡充

従業員の申し出があった場合、子が 1 歳に達するまでの間、育児休業を取得できる様にする事。

- ① 同一事業主に引き続き雇用された期間が 1 年以上であること
- ② 子が 1 歳に達する日を超えて引き続き雇用されること

2) 育児休業期間の延長

子が 1 歳 6 ヶ月に達するまでの間、育児休業を取得できる様にする事。

- ① 保育所に入所を希望しているが、入所できない場合
- ② 子の養育を行っている配偶者であって、1 歳以降子を養育する予定であったものが、死亡、負傷、疾病等の事情により養育が困難になった場合

3) 短時間勤務制度

原則として 3 歳に満たない子を養育する男女従業員について、所定労働時間の短縮措置（原則として 1 日 6 時間）を設けること。



4) 所定外労働（残業）の制限

3歳に満たない子を養育する、原則として全ての男女従業員（日々雇用者を除く）から請求があった場合、所定外労働（残業）を免除すること。

7:41:57

5) 介護休暇

要介護状態にある対象家族の介護や世話をを行う、原則として全ての男女従業員（日々雇用者を除く）は、事業主に申し出ることによって1日単位で介護休暇が取得（要介護状態の家族が1人の場合には年5日まで、2人以上の場合には年10日まで）できるようにすること。

7:36:40

7:31:26

●企業の対応策と課題

企業側は規模の大小を問わず、支援体制を整える必要があります。

7:28:14

本制度は、就業規則に規定される等、制度化された状態になっていることが必要となり、1人で担当する業務範囲の広い中小企業では負担がかかることが予想されます。

7:25:49

背景は、5月21日の金環日食の模様です。

【場所】大阪市西区

【提供】株式会社辻正夫フォトスタジオ

URL <http://www.tsuji-studio.com>

養子縁組の話

養子縁組は、相続税の負担を軽減できる効果的な方法です。例えば自分の孫を養子にする場合、孫に直接財産を相続させることができます。その結果相続税の課税が1回で済みます。孫養子の場合、相続税が2割加算となりますが、それでもなお節税のメリットのほうが大きいと言えます。

6:38:40

養子縁組は、市役所に届け出をすれば比較的簡単に手続きができます。届出先は養親の住所地の市町村役場等となります。なお、養子縁組は、現在の親子の関係のまま養子縁組の事実が加わるだけです。また、重複して別の養親の養子になることもできます。

但し、養子は他の相続人と同様の相続権を持つことになるため、あらかじめ他の相続人にも話をしておいた方がよいでしょう。

届出に必要なものは以下の通りです。

- ・届書 1通（証人2名の署名、押印が必要）
- ・戸籍全部事項証明書（養親と養子 各1通）
- ・養親、養子双方の印鑑（15歳未満の場合 法定代理人の印鑑）

